

鳥取県告示第45号

平成22年鳥取県告示第574号（大規模小売店舗の新設の届出について）により告示した（仮称）グンゼ開発 倉吉商業施設に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第2項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成23年1月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 意見の概要

(1) 交通安全について

ア 横断歩道近くに歩道をまたがる出入口がある。横断歩道を渡る歩行者の安全のため、横断歩道に信号機を設置すること。

イ 県道の歩道は、高齢者や子どもが多いため、歩道を横切る出入口には、事故のないよう終日警備員を配置すること。

(2) 騒音について

夜間の騒音が基準を超えないように十分な配慮をすること。

(3) 24時間営業について

特に深夜において、青少年のたまり場にならないよう考慮すること。

2 縦覧に供する期間

平成23年1月28日から1月間

3 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局

倉吉市葵町722 倉吉市産業部商工観光課